

青森県高齢者居住安定確保計画（案）

～概要版～

○計画の目的と位置付け

本県では、高齢化の進展に伴い、要介護や要支援認定を受ける高齢者や、生活機能が低下し近い将来介護を必要とする状態になる可能性の高い高齢者の増加が見込まれています。

本計画は、「青森県基本計画「青森新時代」への架け橋」の下、「青森県住生活基本計画」と「あおり高齢者すこやか自立プラン」（青森県老人福祉計画及び青森県介護保険事業支援計画）との調和を図りながら、住宅施策と福祉施策が連携して高齢者の居住の安定確保に取り組み、その施策を明確にすることにより、高齢者の多様なニーズにかなった住居やサービスを確保できるような的確に対応するとともに、高齢者が地域とのつながりをもって安全に安心して生活できる住環境を形成することを目的とします。

また、目標と施策を提示することにより民間事業者の取組を促進するほか、一覧性をもつ計画とすることにより、施策の透明性を確保し、高齢期の住まいに不安を持たずに安心して生活できる社会を目指します。

○高齢者を取り巻く課題

① 総人口と生産年齢人口が減少していく一方で高齢化率と後期高齢者比率は今後一貫して上昇を続け、高齢単身世帯も増加していくことが見込まれています。

また、要支援・要介護者も増加する見込みであり、高齢者向け住まい及び福祉や介護などの生活支援サービスに対する需要が高まると想定されます。

このため、高齢者向け住まいと福祉や介護などの生活支援サービスとの一体的な施策が必要と考えられます。

② 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、住まいの確保は極めて重要であり、高齢者が、自らのライフスタイルや介護ニーズに見合った住まいを適切に選択できるよう支援することが必要と考えられます。

③ 高齢者は持ち家に住んでいる割合が高く、日常生活等が不便になってもそのまま持ち家に住み続けることが想定されます。

住み慣れた自宅で生活をするためには、必要となる福祉・介護などの生活支援サービスの提供、住まいの老朽化対策、バリアフリー化及び断熱・気密化など高齢者に配慮した住宅性能の確保、居宅サービス等の充実及び地域で支え合う体制の構築などが必要と考えられます。

④ 高齢者世帯は低所得者層が多く、適切な住まいが提供されないケースが想定されます。また、買い物や医療施設等の利便性等を求めて住み替えを考える高齢者もいますが、住

み替え実現困難の理由として、資金の問題、物件不足、住まいの処分及び賃貸人による入居制限等が挙げられます。

このため、高齢者世帯に対する住まいのセーフティネットとして、住まいや住み替え等に関する情報提供や相談窓口等の設置、賃貸人の不安軽減や理解促進が必要と考えられます。

- ⑤ 高齢化の進展に伴い、住み慣れた自宅で生活を続けることが困難な高齢者が増えていることから、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいが全国的に増加傾向にあります。

このため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に居住する高齢者が適切なサービスの提供を受けられるよう、届出や登録などの制度の適切な運用及び事業者に対する適切な指導監督を行う必要があります。

○計画の基本目標

「青森県基本計画「青森新時代」への架け橋」で掲げた政策“高齢者や障がい者が安心して暮らす共生社会の実現”の実現に向けて、「青森県住生活基本計画」及び「あおり高齢者すこやか自立プラン 2024」を踏まえ、本計画の基本目標を「高齢者が安んじて暮らせる住まいづくり」とし、高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活を続けられるよう高齢者の居住の安定確保を図ります。

基本目標

高齢者が安んじて暮らせる住まいづくり

○高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

「あおり高齢者すこやか自立プラン 2024」において、令和 6 年度から令和 8 年度までの施設・居住系サービスの利用定員見込量を示していることから、本計画では、介護保険施設についてはこの利用定員見込量を令和 8 年度末における供給の目標量とします。

○目標達成のために必要な施策

1 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進

- (1) 高齢者に対する公営住宅の供給の促進
- (2) 高齢者居宅生活支援施設と合築又は併設された公的賃貸住宅の供給の促進
- (3) 介護保険施設等の整備
- (4) 高齢者に対する情報提供体制の整備

2 高齢者が入居する賃貸住宅等の管理の適正化

- (1) 適切な施設管理等の徹底
- (2) 高齢者への情報提供

3 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進

- (1) 民間事業者による高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備に対する支援
- (2) 地方公共団体等による高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備の促進
- (3) 高齢者への情報提供

4 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進

- (1) 既存の公的賃貸住宅団地を活用した福祉施設の整備

5 高齢者居宅生活支援体制の確保

- (1) 高齢者居宅生活支援体制の確保
- (2) サービス提供体制基盤の整備
- (3) 住宅施策と福祉施策の連携

6 その他の高齢者の居住の安定確保に関して必要な事項

- (1) 既存住宅のバリアフリー改修等の促進
- (2) 住宅セーフティネット制度に基づく高齢者向け賃貸住宅の供給の促進
- (3) 高齢者の円滑な住み替えへの支援
- (4) 市町村への事務権限移譲の推進